

146

- A** 特定個人情報の番号、名称及び情報提供者

**照会する手続、照会者、照会条件、照会時に使用
したいデータ項目を示した欄**
【情報照会条件】

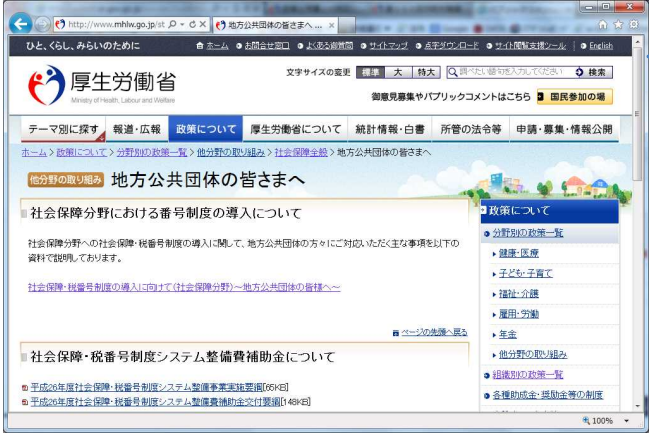
- ①規定：現時点の最新情報を照会
- ②時点指定：過去の時点における最新情報を照会
- ③範囲指定：一定期間の情報をまとめて照会

※レイアウトの詳細な見方は、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」を参照

20

21

○厚生労働省HP 地方公共団体向けページ トップページ→「社会保障・税番号制度」→「地方公共団体のみなさまへ」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063255.html



- 個人番号の利用・情報連携を行う具体的な手続
- | 手続 | 申請者 | 提出先 | 個人番号の記入 | 情報連携の内容(例) | 申請から情報連携 |
|---------|---------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 生活保護の申請 | 生活保護受給者(要保護者) | 申請書に申請者(要保護者)の個人番号を記入 | 市町村から申請者(要保護者)の個人番号を記入 | 市町村から申請者(要保護者)の個人番号を記入 | 市町村から申請者(要保護者)の個人番号を記入 |
- 補助金の交付要綱、Q&A

○デジタルPMO



- 各種申請書等を改正する厚生労働省令
 - 「主務省令事項の整理」
 - 特定個人情報データ標準レイアウト(事務手続対応版)
 - 業務フローサンプルファイル など
-

22

6. 業務システム改修に係る国庫補助等

1 補助対象団体

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)
※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

(1) 補助対象システム

- ① 都道府県・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分)、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

(2) 対象経費

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修(番号対応部分)に係る経費。

表 各年度事業における対象経費

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト
28年度事業	総合運用テスト

※ 26年度に交付申請行っていない自治体(26年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。)は、27年度に26年度事業分の申請が可能。
パッケージソフトの場合であっても、番号対応部分に係る対象経費を抽出した上で、上記区分に分けて申請する必要あり。

23

(3) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
 - データベースにおけるデータ項目の追加
 - 個人番号による検索機能の追加
 - 情報連携に伴う業務プログラムの改修
- (中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等) 等
- ※ 中間サーバ・ハードウェアの整備経費等を除く。

3 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3(国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10)
※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費(注)を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。
- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。
- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

24

4 27年度予算政府案

27年度はシステム改修に必要な経費(プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト分)

■国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

項目		H26	H27
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理)	事業費	271.1	225.3
	国庫補助	185.3	154.2

■国庫補助率

- ・補助率＝ 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理
※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。
- ・補助率＝10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

■社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

25

【生活保護システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
生活保護の申請	法24	申請者（要保護者）	都道府県、市、福祉事務所町村	申請書に申請者（要保護者）の個人番号を記入	市町村から申請者（要保護者）の所得情報を、年金保険者から申請者（要保護者）の給付情報を、医療保険者から申請者（要保護者）の加入情報を、厚労省から申請者（要保護者）の雇用保険給付情報を取得	所得証明書、年金証書、被保険者証、雇用保険受給資格者証

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

26

【障害者福祉システム①】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
介護給付費等の支給申請	障支援法20	障害者又は障害児保護者	市町村	申請書に障害者又は保護者及び障害児の個人番号を記入	転入前市町村から障害者、保護者等の所得情報を取得	所得証明書
特定障害者特別給付費等の支給申請	障支援法34	障害者	市町村	申請書に障害者の個人番号を記入	転入前市町村から障害者等の所得情報を取得	所得証明書
地域相談支援給付費等の支給申請	障支援法51の6	障害者	市町村	申請書に障害者の個人番号を記入	—	—
自立支援医療費の支給申請	障支援法52	障害者又は障害児保護者	市町村	申請書に障害者又は保護者及び障害児の個人番号を記入	転入前市町村から障害者、保護者等の所得情報を取得	所得証明書
身体障害者手帳の交付申請	身障法15①	申請者	市町村経由で都道府県	申請書に申請者の個人番号を記入	—	—
精神障害者保健福祉手帳の交付申請	精障法45	申請者	市町村経由で都道府県	申請書に申請者の個人番号を記入	※都道府県において年金保険者から給付情報を取得	年金証書
特別児童扶養手当の支給申請受付	特児法5	申請者	市町村	申請書に申請者及び児童の個人番号を記入	※都道府県において転入前市町村から申請者等の所得情報を取得	住民票、所得証明書
特別児童扶養手当の現況届受付	特児法35	受給者	市町村	届出書に受給者及び児童の個人番号を記入	※都道府県において転入前市町村から受給者等の所得情報を取得	所得証明書

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

27

【障害者福祉システム②】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
障害児福祉手当の支給申請	特児法17	申請者	都道府県、市、福祉事務所町村	申請書に申請者等の個人番号を記入	市町村から申請者等の住民票情報、所得情報を取得	住民票、所得証明書
障害児福祉手当の現況届	特児法35	受給者	都道府県、市、福祉事務所町村	届出書に受給者等の個人番号を記入	市町村から受給者等の所得情報を取得	所得証明書
特別障害者手当の支給申請	特児法26の2	申請者	都道府県、市、福祉事務所町村	申請書に申請者等の個人番号を記入	市町村から申請者等の住民票情報、所得情報を取得	住民票、所得証明書
特別障害者手当の現況届	特児法35	受給者	都道府県、市、福祉事務所町村	届出書に受給者等の個人番号を記入	市町村から受給者等の所得情報を取得	所得証明書
障害児通所給付費等の支給申請	児福法21の5の5	障害児保護者	市町村	申請書に保護者及び障害児の個人番号を記入	転入前市町村から保護者等の所得情報を取得	所得証明書
障害児入所給付費等の支給申請	児福法24の3	障害児保護者	都道府県、指定都市児相市	申請書に保護者及び障害児の個人番号を記入	市町村から保護者等の所得情報を取得	所得証明書
障害児相談支援給付費等の支給申請	児福法24の26	障害児保護者	市町村	申請書に保護者及び障害児の個人番号を記入	—	—

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。
（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【児童福祉システム①】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
里親の認定申請	児福法6の4	申請者	都道府県、指定都市、児相市	申請書に申請者及び同居人の個人番号を記入	市町村から申請者等の住民票情報、所得情報を取得	住民票、所得証明書
小児慢性特定疾病医療費の支給申請	児福法19条の3	保護者	都道府県、指定都市、中核市	申請書に保護者及び児童の個人番号を記入	市町村から保護者等の住民票情報を取得	住民票
保育所入所申込み	児福法24	保護者	市町村	申請書に保護者及び児童の個人番号を記入	転入前市町村から保護者等の所得情報を取得	所得証明書
・施設入所措置に係る費用徴収 ・母子生活支援施設及び自立援助ホームへの入居にかかる費用徴収	児福法56②	— （入居の申し込みは入居者が行う）	（都道府県、指定都市、児相市が実施）	（都道府県、指定都市、児相市において個人番号を利用して対象者管理）	・市町村から同一世帯に属する者の住民票情報、所得情報、障害児通所支援情報、及び障害者自立支援給付の受給の有無を取得 ・都道府県から同一世帯に属する者の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の有無、同一世帯の措置児童の有無、同一世帯に属する者の障害児入所支援に関する情報、特別児童扶養手当の受給の有無を取得 ・都道府県、市又は福祉事務所町村から母子生活支援施設への入居の有無、生活保護費の受給の有無、児童扶養手当の受給有無、中国残留邦人等支援給付費の受給の有無を取得 ・日本年金機構から障害基礎年金の受給の有無を取得	—

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。
（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【児童福祉システム②】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
児童扶養手当の認定請求	児扶法6	申請者	市町村	申請書に申請者、児童、申請者の配偶者及び申請者の扶養義務者の個人番号を記入	・都道府県、指定都市及び中核市から児童の身体障害者手帖の有無を取得 ・転入前市町村から申請者等の所得情報及び住民票情報を取得 ・都道府県、指定都市及び児相市から障害児入所支援に関する情報及び措置児童の有無を取得 ・市区町村から療養介護の利用状況又は施設入所の有無を取得 ・日本年金機構等から申請者等の公的年金給付に関する情報を取得 ・都道府県から特別児童扶養手当の受給の有無を取得	所得証明書、住民票、年金証書
児童扶養手当の現況届受付	児扶法28①	受給者	市町村	届出書に受給者、児童、受給者の配偶者及び受給者の扶養義務者の個人番号を記入	上記と同様	上記と同様
児童手当の認定請求	児手法7	申請者	市町村（公務員は所属庁）	申請書に申請者の個人番号を記入。また、同意書等に配偶者等の個人番号を記入。	転入前市町村から申請者の所得情報を、年金保険者から申請者の加入情報を取得	所得証明書、被用者年金への加入証明
児童手当の現況届	児手法26	受給者	市町村（公務員は所属庁）	届出書に受給者の個人番号を記入。また、同意書等に配偶者等の個人番号を記入。	転入前市町村から受給者の所得情報を、年金保険者から受給者の加入情報を取得	所得証明書、被用者年金への加入証明

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

30

【児童福祉システム③】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
寡婦福祉資金貸付の申請	母子父子寡婦法32	申請者	都道府県、指定都市中核市	申請書に申請者の個人番号を記入	市町村から申請者の所得情報を取得	所得証明書
母子福祉資金の貸付(特例児童扶養資金に限る。)に対する償還免除の申請	母子父子寡婦法13	申請者	都道府県、指定都市、中核市	申請書に申請者の個人番号を記載	市町村から申請者の所得情報を取得	所得証明書
母子（父子）自立支援給付金	母子父子寡婦法31、31の10	申請者	都道府県、市、福祉事務所町村	申請書に申請者及び同一世帯に属する者等の個人番号を記入	・市町村から申請者等の所得情報を取得 ・都道府県、市、福祉事務所町村から児童扶養手当の受給の有無、教育訓練給付金の受給資格の有無及び職業訓練受講給付金の受給の有無を取得	所得証明書、児童扶養手当証書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請	母子父子寡婦法17、31の7、33	申請者	都道府県、市町村	申請書に申請者及び同一世帯に属する者の個人番号を記入	・市町村（転入前の市町村を含む）から申請者等の所得情報を取得 ・都道府県、市及び福祉事務所町村から児童扶養手当の受給の有無を取得	所得証明書、児童扶養手当証書
健康診査の実施	母子保健法12、13	—	（市町村において実施）	（妊娠の届出の様式に申請者の個人番号を記入。市町村において当該個人番号を利用して対象者管理）	—	—
養育医療給付の申請	母子保健法20	保護者	市町村	申請書に申請者の個人番号を記入	転入前市町村から保護者等の所得情報を取得	—

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

31

【国民健康保険システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
被保険者の資格取得届	法9①、規則2、3	世帯主	市町村	届出書に被保険者の個人番号を記入	前医療保険者の資格情報を取得	資格喪失証明書
被保険者証の再交付申請	法9①、規則7	世帯主	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
70歳以上一部負担金割合に係る基準収入額適用申請	規則24の3	世帯主	市町村	申請書に被保険者等の個人番号を記入	—	—
標準負担額減額・限度額適用認定の申請	規則26の3、27の14の2	世帯主	市町村	申請書に被保険者等の個人番号を記入	転入前市町村から被保険者等の所得情報を取得	所得証明書
高額療養費の支給申請	法57の2	世帯主	市町村	申請書に被保険者等の個人番号を記入	転入前市町村から被保険者等の所得情報を取得	所得証明書
保険料賦課	法76	—	(市町村において賦課)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	転入前市町村から被保険者等の所得情報を取得	—
保険料の特別徴収	法76の3	—	(市町村において、年金保険者による特別徴収により徴収)	※当面は既存の情報収受の仕組みを引き続き活用することを想定。	—	—

* 「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 税情報に係る情報連携を行う事務については、総務省と調整中である

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

32

【後期高齢者医療システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
被保険者の資格取得届受付	法54①	被保険者又は世帯主	市町村	届出書に被保険者の個人番号を記入	—	—
被保険者証の再交付申請受付	法54③	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
一部負担金割合に係る基準収入額適用申請受付	規則32	被保険者	市町村	申請書に被保険者（及び世帯員）の個人番号を記入	—	—
限度額適用・標準負担額減額認定の申請受付	規則67	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	転入前市町村から被保険者等の所得情報を取得	所得証明書
高額療養費の支給申請受付	法84	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	転入前市町村から被保険者等の所得情報を取得	所得証明書
保険料の特別徴収	法107	—	(市町村において、年金保険者による特別徴収により徴収)	※当面は既存の情報収受の仕組みを引き続き活用することを想定。	—	—

* 「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 税情報に係る情報連携を行う事務については、総務省と調整中である

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

33

【介護保険システム①】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
第1号被保険者の資格取得届	法12①②	第1号被保険者又は世帯主	市町村	届出書に第1号被保険者の個人番号を記入	—	—
第2号被保険者の被保険者証の交付申請	法12③	被保険者	市町村	申請書に当該被保険者の個人番号を記入	医療保険者から第2号被保険者の医療保険資格情報を取得	医療保険被保険者証
第1号被保険者の要介護認定の申請	法27①、32①	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
第2号被保険者の要介護認定の申請	法27①、32①	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	医療保険者から第2号被保険者の医療保険資格情報を取得	医療保険被保険者証
住所変更後の要介護認定の申請	法36	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	転入前市町村から要介護認定情報を取得	介護保険受給資格証明書
居宅サービス計画作成依頼の届出	法46④、58④	被保険者	市町村	届出書に被保険者の個人番号を記入	—	—
福祉用具購入費の支給申請	法44、56	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
住宅改修費の支給申請	法45、57	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
高額介護サービス費の支給申請	法51、61	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	※保険料賦課に係る所得情報活用が基本	—

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。
（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【介護保険システム②】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
特定入所者介護サービス費の支給申請	法51の3、61の3	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	※保険料賦課に係る所得情報活用が基本	—
第1号被保険者の保険料賦課	法129	—	（市町村において賦課）	（市町村において個人番号を利用して対象者管理）	転入前市町村から被保険者又は世帯員の所得情報を取得	—
第1号保険料の特別徴収	法135	—	（市町村において、年金保険者による特別徴収により徴収）	※当面は既存の情報収受の仕組みを引き続き活用することを想定。		—

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。
（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【健康管理システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
予防接種の実施	予防接種法5、6	—	(市町村において実施)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	—	—
予防接種の実費徴収	予防接種法28	—	(市町村において実施)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	転入前市町村から接種を受けた者又は保護者の所得情報を取得	—
予防接種実施の記録	予防接種令6の2	—	(市町村において実施)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	—	—
検診の実施	健康増進法19の2	—	(市町村において実施)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	—	—
感染症入院医療費の支給申請	感染症法37	申請者	都道府県、保健所設置市	申請書に申請者等の個人番号を記入	市町村から申請者等の所得情報を取得	所得証明書

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。
（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【国民年金システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
第1号被保険者の資格取得届・種別変更届	法12①	被保険者又は世帯主	市町村	届出書に被保険者の個人番号を記入	—	—
保険料免除の申請受付	法90①、90の2	被保険者	市町村	申請書に被保険者等の個人番号を記入	※年金機構において市町村から被保険者等の所得情報を取得	所得証明書
学生等の保険料納付特例の申請受付	法90の3	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	※年金機構において市町村から被保険者の所得情報を取得	所得証明書
老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求受付	法16	受給権者	市町村	申請書に受給権者等の個人番号を記入	※年金機構において市町村から受給権者等の住民票情報、所得情報を取得	住民票、所得証明書

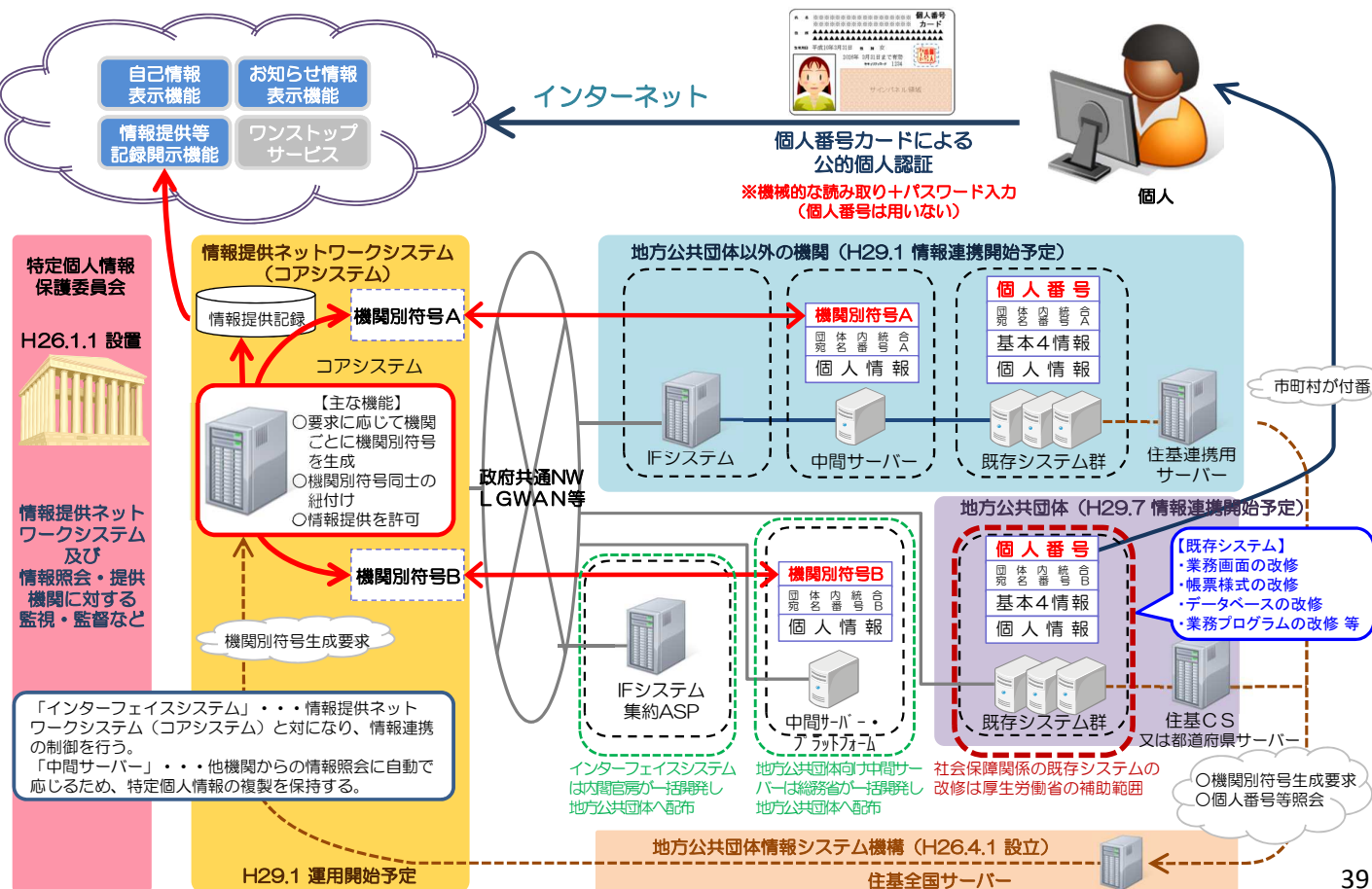
* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。
（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

(参考) 地方公共団体の社会保障関係システム

システム名		概要
都道府県・市町村	生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
市町村	国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
	国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
	健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。

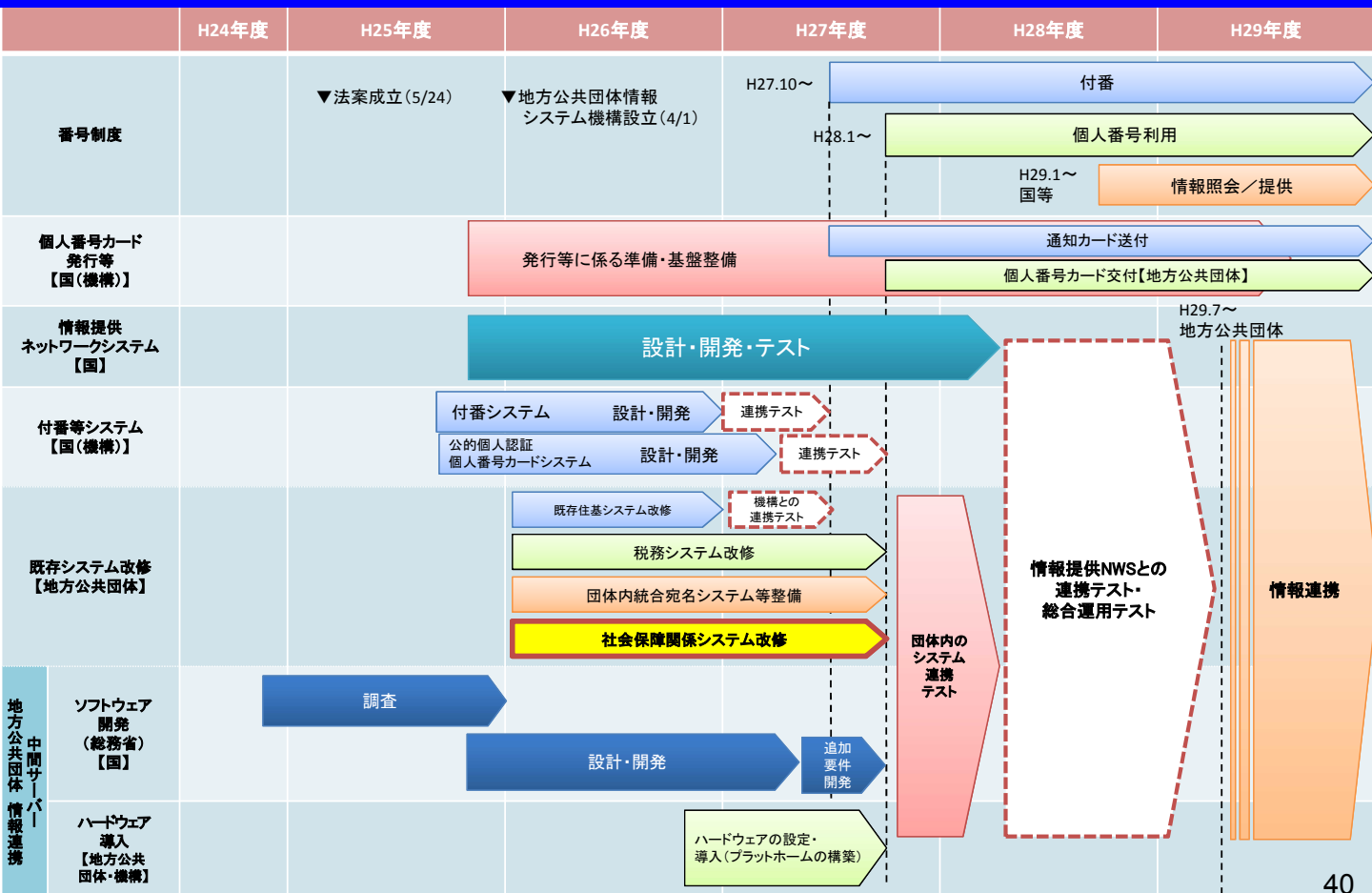
38

(参考) 社会保障関係システム改修支援等の範囲



39

(参考) 社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



40

(参考) 本人確認の措置(本人) ①

	番号確認	身元(実存)確認
対面／郵送(注1)	① 個人番号カード【法16】	① 個人番号カード【法16】
	② 通知カード【法16】	② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1①一、則2一】
	③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12⑩】	③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、が記載されているもの)【則1①二、則2二】
	④ ①から③までが困難であると認められる場合【則3④】 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) イ 住民基本台帳の確認(市町村長) ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所、が記載されているもの) ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。	④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則1①三、則3②】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、が記載されているもの) ⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【則1①三、則3③】 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されているⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所、の確認 ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認
		⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【則3⑤】

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(参考)本人確認の措置(本人) ②

	番号確認	身元(実存)確認
オンライン	① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【則4ー】 ② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則4ニイ】 イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則4ニイ】 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則4ニイ】 エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則4ニロ】 ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。	① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【則4ー】 ② 公的個人認証による電子署名【則4ニハ】 ③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則4ニニ】 ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。
	① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則3㉓三】 ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則3㉓一】 ③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則3㉓二】	○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則3㉓四】 ※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

42

(参考)デジタルPMO(番号制度に関する情報伝達のインフラ)

社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方公共団体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール



文書一括管理・公開機能

内閣官房、関係府省から提供される番号制度に関する資料のほか、**各自治体から登録された番号制度への取組情報の共有**が可能

事務・手続、データ標準ダウンロード

最新の番号利用事務・手続、データ標準レイアウトはデジタルPMOからダウンロード

FAQ・問い合わせ機能

平成27年2月現在200件以上のFAQを搭載(順次追加)

FAQにない質問はフォームで問合せ可能

利用にはインターネットに接続可能なパソコンとアカウントが必要。
 アカウントは各自治体の番号制度担当窓口で発行可能